



2025年2月28日

各位

会社名 株式会社アプリックス
 代表者名 代表取締役社長 倉林 聡子
 (コード: 3727、東証グロース)
 問合せ先 経営管理部 担当部長 岩井 俊輔
 (TEL. 050-3786-1715)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2025年3月28日開催予定の第40回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第44条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第9条(自己株式の取得)、及び現行定款第45条(中間配当)の削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得) <u>第9条 当社は、会社法第165条第2項により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第42条 (条文省略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(期末配当の基準日) <u>第44条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(中間配当) <u>第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第9条～第41条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) <u>第43条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> <u>② 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u> <u>② 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。</u></p> <p>第45条 (現行どおり)</p>

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 (予定) 2025年3月28日 (金)
 定款変更の効力発生日 (予定) 2025年3月28日 (金)

以上